

## 仮設施設工事費、機械設備費について

### 1. 仮設施設工事費

- 技術実証を行うために不可欠で最低限必要な仮設施設(これらと一体的に整備される設備を含む。ただし、補助事業期間終了後、速やかに解体・撤去するものに限る。)の整備、改修又は当該施設の解体・撤去に要する経費(土地の取得造成費、既存建物解体費、既存設備の撤去費、外構工事費その他施設本体に直接関係のない工事費を除く。)及び仮設施設の賃借、移設に必要な経費です。また本仮設施設は、原則補助事業期間内(5年)の利用を想定しており、事業終了後の追跡調査期間(事業終了後5年間)の終了までに解体・撤去する必要があります。
- なお、当該施設の解体・撤去に要する経費は、発生と支払いの両方かまたはいずれか一方が補助事業期間外の場合には、他の直接経費と同様に補助対象外となります。そのため、事業終了後の追跡調査期間に解体・撤去する場合は、解体・撤去に要する経費は補助対象外となります。
- 仮設施設工事費を計上するには、公募申請に必要な提出書類のうち、様式(仮設施設の概要)に下記内容を記載して提出する必要があります。
  - ＜仮設施設の概要＞
  - ・ 目的
  - ・ 想定する平米数
  - ・ 実証終了後の解体時期
- 当補助事業以外に使用することはできません。
- 仮設施設工事の施工体制や情報管理体制が分かる書類は、確定検査時での提出は不要ですが、必要に応じて確認する場合があります。このため仮設施設工事費の施工体制や情報管理体制が分かる書類の整備及び事業終了の翌年度から5年間は当該書類の保管を行ってください。

### 2. 機械設備費

- 機械設備費とは、技術実証に必要な機械装置(輸送用機械、ソフトウェアを含む。)の購入、試作・製作、改良、据付け、借用又は修繕等に必要な経費及び技術実証を実施するために必要な工具器具備品(木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。)やデータの購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費をいいます。ただし、容易に補助事業以外へ転用が可能と認められる経費(事務用パソコン、カメラ、机、車両、等)は補助対象外です。

- 購入した機械設備等に改造を加える場合、改造の履歴についてその目的、内容が分かるように書類を整理してください。その際、改造の前後の状態がわかるように写真等での記録も残してください。
- 現物には当補助事業で購入したことを識別できる表示(シール等)により他の機械装置と区別してください。また、帳簿上も当補助事業とそれ以外の事業については区別して整理し、当補助事業以外の目的に使用しないよう注意してください。
- 当補助事業以外に使用することはできません。
- 機械設備設費の執行に係る履行体制や情報管理体制が分かる書類は、確定検査時での提出は不要ですが、必要に応じて確認する場合があります。このため機械設備設費の執行に係る履行体制や情報管理体制が分かる書類の整備及び事業終了の翌年度から5年間は当該書類の保管を行ってください。